

公募要領

1. 公募件名

『「未来の教室」実証事業』の委託事業者公募

(経済産業省:平成 29 年度補正「学びと社会の連携促進事業(「未来の教室」(学びの場)創出事業)」)

2. 目的・概要

(参考)「学びと社会の連携促進事業(「未来の教室」(学びの場)創出事業)」の目的・要旨

「第 4 次産業革命」「人生100年時代」「グローバル化」が進む中、世界は「課題解決・変革型人材 (CHANGE-Maker)」の輩出に向けた能力開発競争の時代を迎え、各国で就学前・初中等・高等・リカレント教育の各段階における革新的な能力開発技法 (EdTech) を活用した「学びの革命」が進んでいる。

こうした中、日本経済・地域経済・中小企業を動かす人材を育む「人づくり革命」を進めるべく、学校教育・企業研修等の現場において、AI等の先端技術や産業・学術・芸術・スポーツ等のあらゆる分野の知を総動員した新たな学びを可能にするEdTechの開発・実証を進め、国際競争力ある教育サービス産業群を創出することが重要(=教育のConnected Industries化)。

例えば、個人の発育・学習データを活用した教育EBPMの確立、成長の基礎を作る幼児教育の確立、小中高生向け課題解決・科目横断思考のSTEAM教育の確立、企業・高校・高専・大学等によるシニアも含む全世代対象のキャリア教育・起業家教育プログラムの確立、「就職氷河期」世代以降の人材の更なる能力開発プログラムの確立等を実現するため、学びと社会の連携を支える「官民コンソーシアム」を形成、運営しつつ、就学前・初中等・高等・リカレントの各段階で活用できるEdTechの開発や実証、学校で活用する際の課題の抽出や効果検証、ガイドライン等を策定し、一人一生の学びの環境づくりを推進する。

上記及び『経済産業省「「未来の教室」とEdTech研究会』における議論を踏まえ、「未来の教室」実現に向けて必要なサービス／プログラムについての実証を行う。実証においては、成功例または成功例に繋がる足掛かりを創出すると共に、開発／運営にあたっての課題を抽出し、解決の方向性を見出すことで「未来の教室」実現までのロードマップを作成することを目的とする。加えて、将来的に、それらサービス／プログラムを全国普及／継続実施していくための道筋もつける。

本事業は、大きく以下 a.b.c の3つの類型に分けて、公募・採択・実証を行うこととする。

a. 「未来の教室」創出を目的とした実証事業

就学前／初等／中等教育を対象とし、目指すべき「未来の教室」を実現するためのサービス／プログラムの実証を行う。

b. 「現実の社会課題」を題材とした実践的能力開発プログラムを通じた実証事業

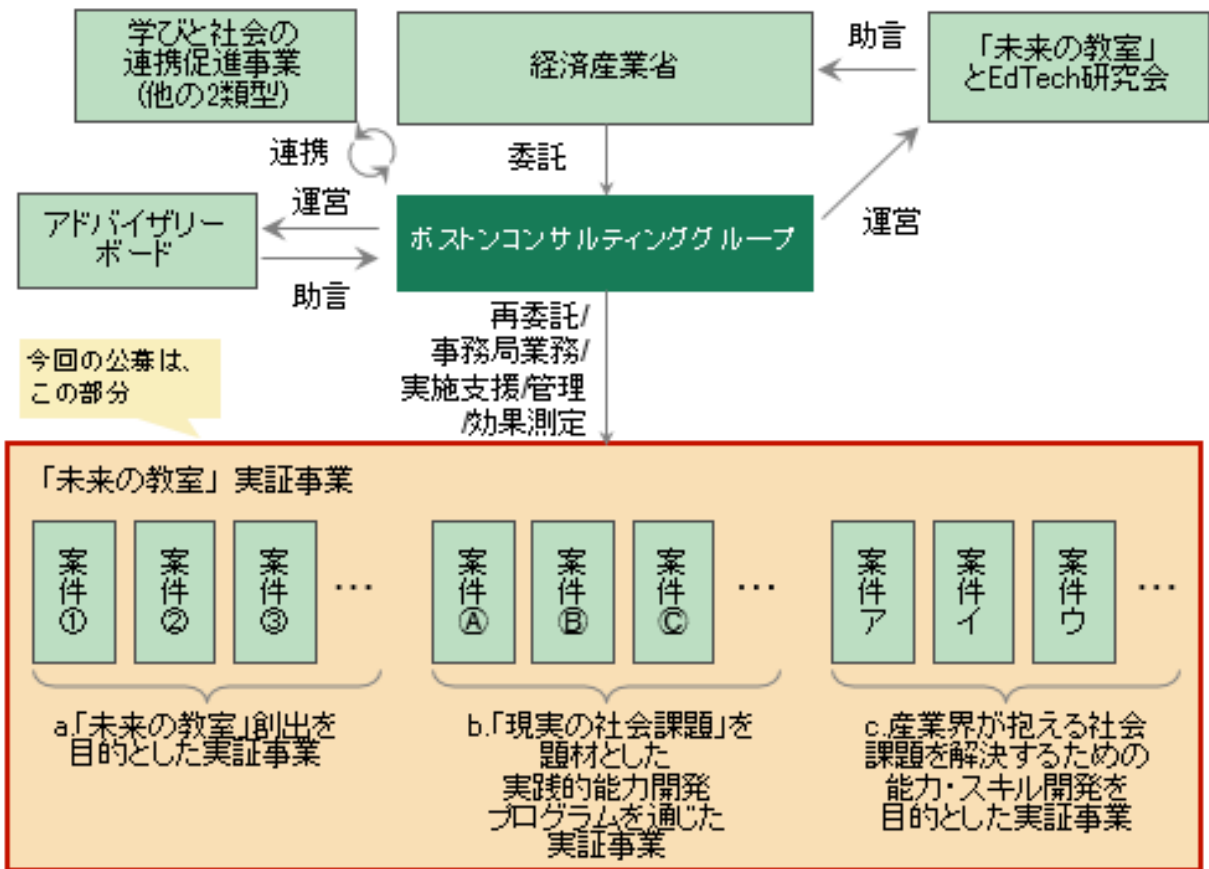
高等／リカレント教育を対象とし、「現実の社会課題」を題材とした実践的能力開発プログラムの実証を行う。

c. 産業界が抱える社会課題を解決するための能力・スキル開発を目的とした実証事業

リカレント教育を対象とし、産業界が抱える課題を解決するために必要な特定の能力・スキル習得プログラムの実証を行う。

＜事業スキーム＞

本事業全体は、株式会社ポストンコンサルティンググループ(以下、BCG)が受託。BCGは、本事業の運営主体として、実証事業を含む複数の事業を組成・運営・管理を実施。実証事業については、経済産業省との協議の上で、全体企画／再委託／事務局業務／実施支援・管理／効果測定等を行う。



3. 公募期間

平成 30 年 5 月 15 日(火)から、平成 30 年 5 月 29 日(火) 12:00 までの2週間

4. 応募資格

経済産業省と BCG で協議の上、本事業の受託者として、通念上、不適切な組織、または、事業運営能力が不十分な組織と判断した場合は、提案書は無効とする。またその判断にあたって、受託者には財務状況等に関する資料の提出を求め得ることに留意すること。

受託者の形態は、民間企業、NPO 法人、教育機関及びそれら事業者によるコンソーシアム等を想定。尚、自治体／教育委員会や公立学校主体の提案も認めるが、BCG との契約締結の主体になることができ、且つ契約期間終了後の一括精算に耐え得ることを条件とする。

また、1 団体で、複数の事業提案を行うこと、そして、その結果複数事業を受託することも可とする。

5. 公募要件

全類型に共通する要件

全類型共通で、以下(A)～(L)を全て満たす提案をすること。

(ア) 事業実施に関わる共通要件

- A) 実証期間中に公開講座を2回程度実施し、教育関係者、報道機関、保護者等が参加できるようにすること。また、それ以外の情報提供、視察受入にも積極的に協力すること。
※類型 a.b.のうち実証を伴わない事業及び類型 c は公開講座は開催不要。但し、経済産業省及び BCG の求めに応じた視察・面談は受け入れること。
- B) 実証にあたって、各案件共通で実施する可能性のある、学校長、教員、メンター/トレーナー、生徒(プログラム参加者)、保護者等向けアンケートの実施・回収に協力すること。
※類型 c.は除く
- C) 実証の中で取得する個人情報(受講者の学習履歴(成績等も含む))の取り扱い方法についても提案書の中に記載すること。尚、実証で取得する情報については、経済産業省及び BCG の求めに応じて提出することを原則とする。

(イ) 成果報告に関わる共通要件

- D) 進捗報告として、事業の進捗状況等を月1回提出すること(様式や提出期限等の詳細は、別途指示)。
- E) 実証終了後、成果報告書を提出すること(様式や提出期限等の詳細は、別途指示)。
- F) 成果報告書をもとに、経済産業省と BCG にて終了評価を行うが、この評価に際して、追加資料の提出等を求められた場合、速やかに対応すること。
- G) 報告書を含む実証の内容全般については、本事業において新たに構築予定のサイトを含む各種メディアで情報を公開し得ることに、全面的に同意・協力すること。
- H) 報告書は編集可能な形式(pdf ではなくワード・パワーポイント等)で納品するとともに、図表については読み上げに必要な代替テキストを付与すること。
- I) 報告書に加えて、サービス/プログラム開発に関わる成果物(教材や指導マニュアル、授業の動画記録等)は全て、提出すること。
※但し、本事業のために制作した教材や指導マニュアル以外の、事業者が著作権を持つものについては除く。
※動画公開時に字幕が必要な場合は、字幕作成に協力をすること。
- J) 成果報告書は平成 31 年 2 月末までに納品すること。実証を以降も継続すること自体は構わないが、本事業への成果報告は 2 月末を期限とするもの。

(ウ) スケジュール

- K) 実施実現性の高く、且つ効率的なスケジュール案を提案に含めること。

(エ) 予算

- L) 「委託対象となる経費(7. -②)」に沿った支出計画(詳細な内訳付)を提出すること。

類型 a

『「未来の教室」創出を目的とした実証事業』の要件

類型 a での応募の場合、提案が以下4パターンのどれに該当するかを明記

1事業者で複数パターンに応募することも可能。結果、複数パターンで採択されることもあり得る

※案件のイメージ詳細については、別紙①を参照

- 類型 a-1-ア: フルパッケージ案件(別紙①参照)のうち、『プラットフォーム構築』に該当するもの
- 類型 a-1-イ: フルパッケージ案件(別紙①参照)のうち、『ワクワク(好奇心)創出プログラム』に該当するもの
- 類型 a-1-ウ: フルパッケージ案件(別紙①参照)のうち、『知のナビゲーター』『基礎⇄深める／活かすのサイクル』に該当するもの
- 類型 a-2: フルパッケージ案件(別紙①参照)には組み込めないが、将来的には「未来の教室」実現に貢献し得るもの

その上で、以下(ア)～(エ)を全て満たす提案をすること

(ア) 『「未来の教室」のコンセプト』(別紙①参照)を踏まえて、今回の事業が5年後に目指す姿(ゴール)のイメージを策定し、その社会的意義について説明すること。

(イ) その上で、そこに向けた本年度の実証内容及び次年度以降の取組み計画(次年度以降の展開性・持続性も評価)について、具体的に提案を行うこと。

(ウ) 実証の対象(何を実証するか?)とその期待成果及び測定方法を提案に含めること。
※何が新しいのか(既存との差分)を明記すること。既存サービス／プログラム、発表済みの成果と差分のないものについては、本事業の実証対象とは認めない。

(エ) 場所が必要な実証の場合、現在想定している実施場所を明記すること。

- 学校内で実証する場合、以下についても提示・明記すること。
 - ◇ 実証について了承を得ていることを示すもの(あれば)
 - ◇ 対象学年、人数等
 - ◇ ICT環境(端末台数や種別、インターネット接続、無線LAN等)
 - ◇ 教育課程内で(科目の授業として)実施するか、教育課程外で実施するか
- 学校外で実証する場合、以下についても提示・明記すること。
 - ◇ 対象となる受講者の属性や、その収集方法

類型 b.

『「現実の社会課題」を題材とした実践的能力開発プログラムを通じた実証事業』の要件

類型 b での応募の場合、提案が以下4パターンのどれに該当するかを明記すること。

1事業者で複数パターンに応募することも可能。結果、複数パターンで採択されることもあり得る。

※案件のイメージ詳細については、別紙①を参照のこと。

類型 b-3-ア: 「現実の社会課題」を題材にした学びのプログラム開発案件(別紙①参照)
のうち、プログラムを一気通貫で提供できる事業者

類型 b-3-イ: 「現実の社会課題」を題材にした学びのプログラム開発案件(別紙①参照)
のうち、プログラムの一部機能のみを提供できる事業者

類型 b-3-ウ: 「現実の社会課題」を題材にした学びのプログラム開発案件(別紙①参照)
のうち、個別プログラム提供に加えて、事務局サポート役も担える事業者

類型 b-4: オープンイノベーションを創出する場であるいわゆる「リビング・ラボ」を題材に
したプログラム開発案件に該当するもの

【類型 b-3 の場合】

以下(ア)～(エ)を全て満たす提案をすること

(ア) 『「未来の教室」のコンセプト』(別紙①参照)を踏まえて、今回の事業が5年後に目指す姿
(ゴール)のイメージを策定し、その社会的意義について、以下の点に留意して説明すること。

- 人材育成(チェンジメーカーの育成)の観点でのあるべき姿であることに留意のこと。
- 題材となる課題の解決は同じく重要だが、課題解決そのものはあくまで人材育成の過程
での副産物であると見なすべきこと。

(イ) その上で、そこに向けた本年度の実証内容及び次年度以降の取組み計画(次年度以降の展
開性・持続性も評価)について、具体的に提案を行うこと。

〈プログラムについての要件〉

以下の要素を全て盛り込んだプログラムを提案すること。

※類型 b-3-イ(一部機能のみ提供)での応募の場合は、全ては盛り込まなくてもよい。

- ◇ 題材とする社会課題
- ◇ 対象とする参加者／派遣元(確保の目途がついている場合は加点)
 - ✓ METI/BCG の求めに応じて全体で募集した参加者の受入の余地も用意すること
- ◇ 対象とする受入先とそこへの橋渡しの工夫(確保の目途がついている場合は加点)
- ◇ 参加者が課題解決・能力開発に辿り着くまでのフォローアップの工夫(例:メンター)
- ◇ 参加者／派遣元／受入先それぞれにとっての期待成果

〈事務局サポートについての要件(類型 b-3-ウで申し込む場合)〉

以下の業務の全てを遂行できることを提案書内に明記すること

- ◇ 事業全体の企画への関与及び知見・ノウハウの提供(事前/事後アセスメント含む)
- ◇ 事業全体での参加者募集にあたっての募集主体業務
- ◇ 旅行代理店的な手配を含む実証にあたっての運用サポート
- ◇ その他経済産業省/BCG の求めに応じた適切なサポート・アドバイス

(ウ) 既存の類似プログラムと比較してどんな点に新規性があるのかを明記すること

(エ) 当該類型で採択された他事業者と連携ができること

- 同一フォーマット・指標での実証、定期ミーティング参加による相互助言 等

【類型 b-4 の場合】

以下(ア)～(エ)を全て満たす提案をすること。

(ア) オープンイノベーションを創出する場であるいわゆる「リビング・ラボ」を持っており、その実績について具体的に説明できること。

- 既に企業や地元を巻き込んだ活動について実績がある場合は加点する。

(イ) 『「未来の教室」のコンセプト』(別紙①参照)を踏まえて、今回の事業が5年後に目指す姿(ゴール)のイメージを策定し、その社会的意義について説明すること。

- 人材育成(チェンジメーカーの育成)の観点でのあるべき姿であることに留意のこと。
- 題材となる課題の解決は同じく重要だが、課題解決そのものはあくまで人材育成の過程での副産物であると見なすべきこと。

(ウ) その上で、そこに向けた本年度の実証内容及び次年度以降の取組計画について、具体的に提案を行うこと。

- その中には、人材育成の観点での実証の対象(何を実証するか?)とその成果の測定方法を含めること。

例)学習者は誰で、どんな能力が、どの程度伸び、それをどんな方法で測るのか

- 当該リビングラボだけに留まらない展開性・持続性のある提案にすること。

(エ) 当該類型で採択された他事業者と連携ができること。

- 同一フォーマット・指標での実証、定期ミーティング参加による相互助言 等

類型 c

『産業界が抱える社会課題を解決するための能力・スキル開発を目的とした実証事業』

類型 c.での応募の場合、以下(ア)～(エ)を全て満たす提案をすること。

(ア) 産業界(業界団体、主要企業など)の参画の下、市場拡大に取り組むこと。

(イ) 今回の事業が5年後に目指す姿(ゴール)のイメージを策定し、その社会的意義について説明すること。

※本年度の事業は、そこに向けた1歩目という位置づけ。

(ウ) 対象となる業種・職種等において、スキル標準を策定すること、またスキル標準等の指標に基づく講座体系が整備され、人材育成システムがビジネスベースで構築されること。

※要件とはしないが、上記を実現する手段として、教育訓練給付の対象講座の指定を目指すことが望ましい(必要がない場合はこの限りではない)。

(エ) 今年度のプログラム開発の際に以下の要件を満たすこと。

<実証まで行うプログラムの場合>

- ✓ 実証講座を開設
- ✓ 受講者のターゲットの絞り込み(学生、離職者、在職者)
- ✓ 受講効果測定の実施
 - ◇ 満足度アンケート等(受講者、派遣元企業)

<実証まで行わないプログラム>

- ✓ 事業期間中に、実証までの道筋を策定(誰がどのように提供するか)
- ✓ プログラムの効果測定の手法の検討(プログラム開発とセットで)

6. 採択先候補の評価・選定及び審査結果の通知等

① 評価・選定方法

BCG が経済産業省とも協議の上、評価・選定を行う。その際、外部有識者にアドバイザーを依頼し、助言を受けることで、客観性を担保する。

評価・選定は、以下 2 段階で実施。

- 各要件に当てはまっているか(基礎点)。
- 各要件に当てはめた上で、更に創意工夫がみられるか(加点)。

全ての要件を満たす(=基礎点で満点)提案を1次合格とし、そこから加点評価、外部アドバイザーの助言を勘案し、採択案件を決定する。

② 提案内容の採択・修正

採否の結果は、BCG から平成 30 年 6 月 7 日(金)以降に採択候補のみに通知する。最終的な結果は、各候補と契約締結後に公開予定。

尚、今回の公募・採択は、あくまでアイデアの公募であり、採択後に提案内容の修正・2次募集での再提案を打診することもあり得ることに留意すること。

(例)アイデアは良いが、△△は直して欲しい／規模を縮小して欲しい 等

※2次募集の有無は、今回の公募での採択結果による。

7. 業務委託契約等

① 委託契約の締結

採択後、契約条件・内容の交渉フェーズを経て、条件・内容に合意できた事業者から、BCG との単年度委託契約を締結する(全案件、平成 30 年 6 月末までを目途に契約締結を目指す)。

[留意事項]

- ◇ 委託費は、「2. 目的・概要」に示す国の事業を、委託契約に基づき代表団体等が実施したことに対する対価として支払われるもの。従い、事業管理等について、補助金による助成的な事業とは異なる面がある。特に委託費は、当該委託契約における事業計画に係る用途以外に使用することはできないことに留意すること。
- ◇ 採択候補として決定後に、契約金額について経費ごとの積算、見積、根拠資料等について審査を行い、必要と認められた経費のみが実際の契約金額となる。従い、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致しないことに留意すること。
- ◇ 契約条件の協議が整い次第、速やかに契約を締結すること。
- ◇ 支払うべき金額は、各年度委託事業期間終了後の確定検査において確定する。従い、支払うべき金額は契約額以下になる場合があることに留意すること。
- ◇ 確定検査にあたっては、委託費の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になる。委託対象物件や帳簿、証拠書類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は委託費の対象外となるため、留意すること。

※委託金については、実績報告書の提出を受け、確定検査を経て委託金額の確定した後の精算払いとなる。それまでの間は立替払となることに留意すること(期間中の暫定払いは認めない)

※委託費の対象とする経費に係る帳簿及び証拠書類は、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、国の要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

※コンソーシアム形式で受託する場合のコンソーシアム内における再委託契約も、契約形態は、

BCG との委託契約に準拠すること。

② 委託対象となる経費

委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等を、その執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者(本委託事業ではコンソーシアム等)に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいう。すなわち、『平成 29 年度補正「学びと社会の連携促進事業(「未来の教室」(学びの場)創出事業)』』という国の事業の一部を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として、受託者に対して支払われるものであり、受託者の利益になるような計上は認められない。

- ✓ 受託者は、原則、人件費、事業費、再受託者に対する再委託費、一般管理費を計上できる。
- ✓ 再受託者は、原則受託者からの再委託費として人件費、事業費、一般管理費を計上できる。
- ✓ 計上可能な経費区分・科目は以下の通り。

区分	科目	主な内容
人件費	人件費	委託事業に直接従事した人員の労務費 ※地方公共団体の人件費は計上できない。 ※無報酬の役職員、所属員は計上できない。 ※単価の根拠については、その合理性につき、説明を求めることがある。
事業費	旅費・交通費	委託事業に直接従事した人員の旅費 ※社用車・レンタカーの使用に係る経費については、原則、計上できない。
	会議費	委託事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費 ※実証に必要な場所を確保するために要した場所の借料も含む。
	謝金	委託事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等)に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
	備品費・借料及び損料	委託事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタル料等 ※購入は、原則認めない。やむを得ず購入が必要／購入の方が合理的な場合は、理由を明確化すること。 例)リース・レンタルの方が割高になる等 ※もし、購入した場合、取得価格の単価が税込 20 万円以上となる財産については、取得財産管理台帳の提出が必要となり、事業終了後、廃棄、または国への所有権の移転手続き・公募による売却手続きを行う必要がある。 ※契約期間外にリース・レンタル期間が及ぶ場合には、当該費用を契約期間に按分した費用を対象とする。 尚、所有権移転ファイナンスリースは、原則認めない。

		<p>※既存サービス利用料や既存プログラム受講料の計上は、原則認めないが、やむを得ない理由があり、計上を希望する場合は、理由を明確化すること。</p> <p>例)非正規労働者をプログラムに参加させるために費用サポートが必要 等</p> <p>(将来的にサポートがなくとも運営できる画を描くことを条件に認める可能性あり)</p>
	外注費	<p>委託事業に必要なだが、受託者が直接実施することができないもの、または適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費(請負契約)</p> <p>※原則3社以上の相見積りが必要。</p> <p>※個人への外注は、原則、認めない。</p>
	補助職員人件費	委託事業に必要なアルバイトの雇上費等
	その他諸経費	他のいずれの区分にも属さない費用
一般管理費	一般管理費	<p>委託事業に伴う一般管理活動によって発生した費用</p> <p>※(人件費+事業費)に一般管理費率(原則、10%)を乗じた金額をmaxとする。</p>
再委託費	再委託費	<p>再委託先の人件費、事業費、一般管理費(委任又は準委任契約)</p> <p>※単独事業者による実施の場合は、再委託費は計上不可とする。</p>

<留意点>

- ✓ 上記対象経費の計上にあたっては、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるようにしておくこと。
- ✓ 本事業における実証活動に直接必要となる経費及び本公募要領に記載の無い経費は、本委託事業の対象経費として計上することはできないことに留意すること。
- ✓ 委託対象経費の計上に関する提案書類の審査は、提案書の書面審査以降となることに留意すること。
- ✓ 経費に関する質問については、採択候補対象になった後に、BCGに問い合わせること。
- ✓ 以下経費については、対象経費(事業費)として計上できないことに留意すること。
 - ◇ 建物等施設に関する経費
 - ◇ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等
例)学校の場合、机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等
 - ◇ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ◇ その他事業に関係ない経費

③ 受託者の責務

➤ 事業成果に関すること。

✓ 事業成果の帰属

委託事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、原則として受託者となる。但し、委託事業終了時に提出する事業成果報告書等の納入物の著作権は、METI/BCG が実施する権利及び METI/BCG が第三者へ実施を許諾する権利を認めること。

尚、コンソーシアムとして受託する場合は、知的財産権をはじめとした権利義務の帰属先について、コンソーシアム内の再委託契約において予め定めておくこと。

✓ 委託事業成果の活用

受託者が本事業で収集した参加者のデータについては、経済産業省及び BCG の求めに応じて、適宜提出しなければならない。

✓ 委託事業成果等の発表・公開

本事業で得られた成果、事業化等を発表・公開する場合には、事前に BCG へ報告の上、許可を得ること。

公開の是非、公開内容については、経済産業省及び BCG と内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとし、特段の理由がある場合を除き、その内容が本事業の成果として得られたものであることを明示すること。

✓ 成果普及への協力

事業の成果を普及するため、以下に予定するイベントへの参加・協力を義務付ける。

◇ 7月上旬： キックオフイベント

◇ 3月中旬： 最終報告会

※上記以外の普及活動への協力も積極的に行うこと。

➤ 委託事業終了後に関すること

本事業終了後も、事業により得られた成果を活用して、自立的に事業を継続していくこと。

➤ その他

✓ 中間検査、確定検査等について

委託事業期間中及び委託事業期間後において、委託金額の適切な確定にあたり、BCG が中間検査(委託事業期間中)、確定検査(委託事業期間後)を実施する。

原則として、委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対象外となること、また、委託事業期間終了後、会計検査院が実地検査に入り得ることに留意する。

✓ 不正行為、不正使用等への対応について

委託事業上の不正行為、不正使用等については、「【参考2】研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省制定)及び「【参考3】公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省制定)に沿って対応する。

たとえ、採択候補案件として公表後又は委託契約締結後であっても、虚偽の申請であったことが判明した場合や、上記指針等に照らして不正があったことが判明した場合等は、採択や委託契約を取り消す場合がある。

8. 履行期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 29 日(金)までとする。

但し、実証自体は 2 月末までに終了し、成果報告書の 1 次納品を平成 31 年 2 月末迄に実施すること。

9. スケジュール

事業のスケジュールは概ね以下を想定。※諸事情により変更あり

平成 30 年 5 月 15 日(火)	公募開始	
平成 30 年 5 月 18 日(金)	公募説明会	
平成 30 年 5 月 29 日(火)	提案〆切	
平成 30 年 6 月 7 日(木) 以降	採択・候補先の決定・通知	※案件によって決定・通知は前後する
平成 30 年 6 月末まで	契約交渉／締結	
平成 30 年 7 月上旬	キックオフイベント開催	
平成 31 年 2 月末	成果報告書の提出	

10. 応募方法

① 提出書類

以下を満たす資料を作成し、提出すること。

・どの類型どのパターンに応募するかを明記すること。

※別紙①を確認の上、最も該当しそうな類型・パターンを選択

・共通要件及び選択した類型の個別要件の全てにしていること。

・必ず冒頭にサマリ(各要件にしていることが分かるもの)を入れること。

・提案書内に以下担当者情報を記載すること。

「企業・団体名/所属・役職/氏名/フリガナ/メールアドレス/電話番号」

・提案書に応募主体の財務情報の分かる資料を添付すること。

② 提出期限

平成 30 年 5 月 29 日(火)12:00 までに下記提出先必着のこと。

③ 提出方法

メール添付または郵送により提出のこと。

④ 提出先

【メールアドレス】 info@learning-innovation.jp

【送付先住所】 〒220-6112 神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3

クィーンズタワーB棟 12F

宛名:「未来の教室」実証事業事務局 行

※郵送の場合は、日本郵便の簡易書留で送付すること(宅配便/バイク便は不可)。

※尚、提出された提案書等の返却はしない。

11. 公募説明会

以下の日程において、本事業の目的・背景、提案に当たっての手続き、提出頂く書類の記載方法等を説明する公募説明会を開催する。

平成 30 年 5 月 18 日(金) 18:30時から(1時間程度)

場所:霞が関ナレッジスクエア

- 参加を希望する場合、当日 10 時までにメールにて参加登録を行うこと。
- メール送付時、件名タイトルに「説明会申し込み」とすること。
- メールには、申し込み情報として、以下を記載すること。
 - ✓ 企業・団体名/所属・役職/氏名/フリガナ/メールアドレス/電話番号
 - ✓ 参加者は各団体 2 名までとする。
- 受領連絡を持って申し込み完了とする(説明会前日までに連絡がない場合は事務局へ電話にて問い合わせること)。

12. 公募説明会の参加登録先／公募要領に関する問い合わせ先

【メールアドレス】info@learning-innovation.jp

【電話番号】045-330-0807

12. その他

- 提案書等の作成・提出等に関する費用は、支払いしない。
- 提出された企画提案書の機密保持については、十分配慮する。
 - ◇ 個人情報の取り扱いについては「個人情報の取り扱いについて」を参照。